

厚生常任委員会会議録

平成15年12月15日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木田 守彦 ○中西 和夫 西谷 剛周
森河 昌之 里川 宜志子

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	野崎 一也
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
健康推進課長	西田 哲也	同 課 長 補 佐	植村 俊彦
環境対策課長	清水 孝悦	同 課 長 補 佐	乾 善亮
同 課 長 補 佐	栗本 公生	住 民 課 長	西谷 桂子
同 係 長	清水 昭雄		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会 （午前9時00分）
署名委員 森河委員、里川委員

委員長 おはようございます。
全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、森河委員、里川委員のお二人を指名いたします。本日子定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

委員長 初めに、本会議からの付託議案についてであります、（1）議案第51号、平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進 課長 それでは議案第51号についてご説明申し上げます。まず議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読、補正予算書朗読 ）

健康推進 課長 歳入でございます。第7款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第1節保険基盤安定繰入金、200万5千円の増額でございます。これにつきましては国民健康保険基盤安定繰入金の受入に伴うものでございます。第2節職員給与費等繰入金、159万2千円の増でございます。これにつきましては人事異動等、給与の改定に

伴うものでございます。第4節財政安定化支援事業繰入金、994万8千円の減でございます。これにつきましては交付税算入されます額の確定に伴う減額でございます。差し引き635万1千円の減額をお願いするものでございます。続きまして第7款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、340万円の増でございます。これにつきましては予備費を減額してもなお歳入に不足を生じますことから、基金からの繰入をお願いするものでございます。続きまして8ページをご覧くださいと思います。歳出でございます。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、157万5千の増額補正でございます。2節の給与、69万1千円の増額、3節の職員手当等、24万2千円の増額、4節の共済費、22万7千円の増額、19節の負担金補助及び交付金、6万3千円の増額、合計122万3千円でございます。これにつきましては人事異動と給与改定に伴う人件費の増額補正をお願いするものでございます。第11節の需用費、8千円の増、13節委託料、8万4千円の増、18節備品購入費、26万円の増につきまして、奈良県国民健康保険団体連合会に委託しております診療報酬明細書の共同電算処理システムの改定に対応するための経費の増額補正をお願いするものでございます。続きまして9ページ、第1款総務費、第2項徴税費、第1目賦課徴収費、1万7千の増額補正でございます。2節給料、13万5千円の減、3節職員手当等、18万6千円の増、4節共済費、2万2千円の減、19節負担金補助及び交付金、1万2千円の減、差し引き1万7千円の増額補正をお願いしているものでございます。2款保険給付費、1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費、第3目一般被保険者療養費につきましては財源振替でございます。続きまして11ページ、第2款保険給付費、第2項高額医療費、第1目一般被保険者高額療養費につきましても財源の振替でございます。次に12ページ、第4款介護納付金、第1項介護納付金、第1目介護納付金につきましても財源の振替でございます。次に第9款予備費、第1項予備費、第1目予備費、第23節予備費につきましては、歳入の減額に伴います歳入に充当するために45

4万3千円の減額補正をお願いするものでございます。以上で平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 目の中にも高額療養費ということで出てきていますが、高額医療費の払い戻しなんですけど、本人への通知とか、そういうものについてはどの様に斑鳩町ではしていただいているのか、お聞きしておきたいと思えます。

健康推進課長 国民健康保険、また福祉医療の分がございまして、そういったもの高額療養費につきましては、こちらの方から連合会から資料をいただきまして、本人宛にご通知を申し上げておるところでございます。そういった手続きをしていただくようにご連絡申し上げて処理をさせていただいているというのが現状でございます。

里川委員 一般についてはそういう形でやっていたのかと思うんですが、それと共に高齢者の分につきましては、申請が高齢者の高額の場合、初回申請のみでいける部分と、自治体によって毎回申請やっている所とか、いろいろやってはるんですけど、まだまだ全般的に未申請の割合が結構あるというふうなことも聞いているんですけども、斑鳩町の状況はどんなものでしょうか。

健康推進課長 高齢者の分につきましては、今委員おっしゃっていただきましたように、手続きは簡素化させていただいております。初回の申請書でその後の医療費についての、連絡は1回の届出ということで処理をさせていただいておりますし、斑鳩町につきましては、殆ど、100%に近い処理はさせていただいているというのが現状でございます。

里川委員 この問題については全国的にも未申請の率がまだ30%ぐらいあるということで、今課長が答弁していただきました斑鳩町では未申請の状況がほぼ無いような状況だと言っていたので、今後もその点について気をつけていただいて、是非事務のほうお願いしたいと思います。

西谷委員 9ページの総務費の徴税費の中で、賦課徴収費の中で、時間外勤務手当が20万8千円の増。実際に通常で見るとは、滞納世帯の集金という形でされたと思うんですが、実際のこれだけの時間掛けられて、どのくらいの金額の成果があったのかお尋ねしておきたい。

健康推進課長 この金額につきましては人事異動等の関係もございまして、増額になっておりまして、賦課徴収が平成15年の4月から国保につきましても担当課の方で仕事をする事になりまして、そういった関係で、徴収も業務の中でということではしておりますが、なかなか滞納整理ということで分納誓約もいただいて納めていただいているかたもありますし、また、こういった時期の状況でございますので、なかなか履行できないということもございます。そういった中、訪問に行って、いろいろお話を聞く中で徴収実績というものは、現在の徴収実績につきましては前年比に比べまして滞納の分につきましては0.6%の増ということで、前年同期より多少徴収実績が上がっている状況でございます。そういうことでよろしくご理解賜りたいと思います。

西谷委員 徴収実績は0.6%なんですが、金額にしてどのくらいの成果があったのか。

健康推進課長 11月末現在でございますが、滞納分の徴収額は約2,090万円の収納となっている所でございます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第51号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、(2) 議案第53号、平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について)を議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 議案第53号、平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読、補正予算書朗読)

福祉課長 歳入よりご説明させていただきます。4ページをお開き願いたいと思います。第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第2目その他一般会計繰入金につきましては、人事院勧告によります給与条例改正及び人事異動に伴います人件費の補正によります、一般会計より繰り入れる1万6千円の増額補正でございます。次に第10款諸収入、第2項雑入でございます。第5目雑入で国民健康保険団体連合会におけます介護保険給付の適正化を目的として介護費用適正化特別対策事業が実施されることになりました。当該事業に要します事業費として、給付金40万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に5ページの歳出でございます。第1款総務費、第1項総務管理費の第1目一般管理費におきまして、人事院勧告によります給与条例改正及び人事異動に伴います人件費の補正で、給与、職員手当等、共済費等で差し引き1万6千円の補正をお願いするものでございます。

需用費、委託料、備品購入費でございます。介護費用適正化特別対策事業実施に伴いまして、国民健康保険団体連合会との間におきまして、伝送システムを構築する必要があるため、給付金の範囲内におきまして事業実施に伴います経費として、第11節重要費で11万円増、第13節委託料で8万4千円増、第18節備品購入費で20万6千円増、計40万円の増額でございます。以上簡単でございますが、平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算の第2号につきましての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 介護費用適正化給付金40万円の内訳についてもご説明いただいた訳なんですけども、私が希望していた内容とは若干違っているんですけども、介護保険のソフトについては制度当初から事業者の利用状況などに関して、ケアマネージャーなどが実態把握しやすいような、そういったソフトなんかの開発も必要じゃないかなという話をずっとしていた経過があるんですけども、そういったものには全く関係のない、単に国保連合会などとの関連するソフトであるというふうになっているようなんですけども、そののところについて、今後の見通しというのか、ソフトについてももう少し説明をしていただけたらと思いますが。

福祉課長 介護費用適正化特別対策事業の基本的な考え方でございますが、平成15年度から国民健康保険団体連合会のほうにおきまして、介護給付等の審査、支払いの業務を通じまして、保有いたします給付実績の情報等から介護費の費用面におけます適正化対策に活用する資料として作成をするわけでございます。保険者につきましては、そのシステムの転送によりまして、その得た資料を活用して適正化を図っていくということになります。例えば給付実績を活用した情報提供と致しましては更新認定、区分変更等がなされた被保険者の状況を事業所毎に

把握するわけでございます。また、サービス計画等、サービスの種類との関連の把握等や医療給付との突号することによりまして、介護給付と医療給付の整合性を確認する等の、適正化を図っていこうというものでございます。

里川委員 事務方のほうですね、給付とか、そういった面についての充実を図っていこうというふうなご説明だったと思いますが、ただ、介護保険も契約制度の中で非常に現代のいろんな事業所、事業者がどんなサービスをやっておられるか、そしてまたどういふふうに、その利用がなされていって、どういふ所が空いているとか、そういうことがなかなか掴めない現状があるという中で、ケアマネージャーさんが非常に苦勞しているというような状況があると思うんです。ケアマネージャーさんも得意な自分の所の枠でしか、ケアプランを立てられないというような状況もあつたりで、まだまだ、介護保険も2000年からスタートしてますけど、そういった形の中では契約といいながら、基本的な考え方の中では、まだまだ取り組みが不十分なんではないかというふうに感じているんです。今後もそういった形で利用する側も、またケアプラン立てるケアマネージャーも、そういったいろんな情報を掴める状態、いろんな情報を持った上で利用が出来るというふうな制度になっていくべきであろうというふうに、私も思っているんです。その事については県の方へも、市町村単独でこんなソフトはなかなか作れないし、知恵をいろいろ出し合って、県へも要望しながら、こういったソフトについての開発はしていくべきではないかなということで、以前から申し上げておったので、そういった研究のほう、是非していただけたらと思つてます。

住民生活 委員が申されてますような所までは、今回補正をお願いしてのシステムの開発のところまでいっておらない状況ですけども、委員も申されてますような形の分につきましては、当然町と致しましても、そういう形で県の方に対しても、そういう形での要望していくというよう

な形にはなろうかと思えます。ただ、今回のソフトにつきましては施設及びケアマネジャーのかたがいろいろなケアプランを立てて、そして利用者のかたにサービス提供されています。その利用されているかたが、サービスの提供を受けているかたが、どのような状況になっておられるか、よくなっておられるのか、悪くなっておられるのか、そのサービス提供が本当にその利用者のかたに対して適切にサービス提供されているかどうか、というところのチェックは、今回補正をお願いしているソフトでは、保険者のほうでも、そういう形でチェックを掛けさせていただいて、施設若しくはケアマネジャーのかたに対しての指導は出来るような形でのソフトの開発にはなっていますので、それらを活用する中で利用者のかたがたに対しての、いろいろなサービスの提供を、若しくはケアマネジャー、そして施設側に対しての保険者としての、指導という形も出来ていこうかと思えます。お答えをさせていただきますように、どこが空いているかと、そういう情報等をケアマネジャーのかたがたに提供できるようなソフトの状況にはなっておらないですが、そういうことも出来るような形で、県の方において一括して取り組んでいただけるような開発も、そのような形でのご要望はさせていただけるかなとは思っています。

里川委員 部長のご答弁で説明のほう、良く理解をさせていただきました。後1点ですが、介護保険の会計に関わってなんですが、普通徴収のほうで年収の区分が5段階の中で、年収の区分が変わりましたですね。第4段階から第5段階へ移る時に、年収の区分、今回引き下げられてまして、以前だったら第4段階のかたが第5段階へ移られたかたというのが、斑鳩町には結構いらっしゃったと思うんですけども、そんな中で、非常に年金からの引き落としということになれば、有無を問わず点引きされてますのでいいんですけども、そういったかたが普通徴収に関わる部分はないのかなと。また、普通徴収のほうの徴収の状況ですね、納付状況が昨年より更に悪くなっていないのかなというところも、心配をしているところなんですけれども、その点につ

いてはいかがです。

福祉課長 補佐 ただ今ご質問いただきました段階の所得が変わったということで、当初の納付書を送らせていただいている所に、そういった文書で通知させていただきました。それにつきまして、苦情等の電話なり、そういったものは今のところございません。普通徴収の徴収率ということですが、今データを持ち合わせておりませんが、徴収等に出向きまして、そういった介護保険の制度等、ご説明させていただく中で、徴収に努めているところでございます。

里川委員 区分が変わったところも、変わったので私は気になるんですが、以前から第2段階、第3段階の辺で、普通徴収のかたで徴収が十分できないような人数でいたと思うんですが、今後も介護保険制度の中で、前から気にしてますけども、結局滞納があればサービス利用ができない、またはサービス利用して10割を本人が払わなければならないとか、いろんな制度上の中でご本人が逆に凄く負担になったりする。そういうことが起こってはならないと思っておりますので、現在サービスを受けておられるかたの中で、滞納がないと、いつもお聞きする中では言っているんですが、滞納によってサービスが受けられないというようなことが起こらないような形で細心の注意を払っていただきまして、滞納に関しても取り組んでいただきたいということを希望しておきます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第53号については当委員会とし

で満場一致で可決すべきものと決しました。

次に継続審査案件について、（１）（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 継続審査案件の、（仮称）総合福祉会館整備計画につきましてご報告申し上げます。平成15年度内の用地取得に向けまして、建設候補地の地権者のご協力を得るべく引き続き用地交渉に当たっているところでございます。今後ともさらに地権者のご協力を得られますように取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

森河委員 お聞きしておきたいのと、今後の見通し。出始めから、今日まで福祉会館ということで、非常にいざこざが起こっておるような感じで受け取っております。その中で極端論申し上げますと、現時点の地価価格、そういう点からついて、書類まちまちだということも聞いておる。その中で担当課としては非常にご苦労されておるけども、いつまでもこの話は引きずって行くわけにはいかないと私は思います。余りにも引きずりすぎて、かえって、ここまでこいと、ここまで来なさいというような感じをとっているようなのを一般の方も、我々のほうもとっておると。それに対してここまで遅れて来ているんだから、実際出始め、借地からやろうと思って、今度3万円、5万円ということが値段で、次にまた現状で、非常に高額な現状の値段に合わないようになってきているので、私としては追っていくということはどうかなと思う。あかんもんなら、あかんと。1点あかんかったら2点と、2点あかんかったら3点というように転んでいるんだから。私はこの点に対して考えざるを得ない時が来ているんじゃないかと。非常に問題点が多い。現時点で模索しておられる所が、ここまでこいというような現状があるので、担当課としても、我々としても考える余地があるのと

違うかなというような感じがするのだが。その点どうなの。あかんもんなら、あかん。いいもんならいいという、結論を出すわけには行かないの。

助 役 確かに、町長が報告いたしましたように、単価の問題、また代替地の問題、非常に厳しい面がございます。しかし、我々といたしましては、その位置を決めた限りにおきましては、やはり協力していただけるような万全の体制を持ちながら、交渉を進めてまいりたい。このように考えているわけでございます。4月から交渉に当たりまして、今日までできていないわけでございますけれども、今後町の考えていることについて、理解を得てもらうように努力してまいりたいと、このように考えております。

森河委員 助役さん、そういうふうにご苦労されておるといのは良く分かるわけだ。私は滅多に反対ということはしたくない訳よ。今回のここまでこいだったら、絶対あかんと思う。本当に現時点で。それこそ、ここで申し上げていきたいと思うが、考えてみなさい。4月に取り組んで、もう12月ですよ。こんなもの本当にあり得ないよ。斑鳩の現状において。3万から5万、5万から始まった。あるところで借地において、高いというので議会で反対でて、本来ならもう起工式ぐらいやっていると思う。4月からやって、12月までやって、まだここまでこいというというような話。用地さえ買収できれば事業など99%出来たのと一緒だと思う。一度ここで私も言うておきたいと思って。来年の4月まで目途つくかと言って、担当課苦労されていると思うよ。土地も考えてみたら、理事者側のおっしゃることも十分、理解もしています。町長のおっしゃることも理解しています。それ故に決断のするときと違う？

助 役 地権者は少ないわけでございますけれども、約8,000㎡の土地の買収でございます。一般的には、纏めて解決になるのが時間かかる

のが訳でございます。そういうことから考えれば、まだ余裕の時間があるのではないかと、このように思っておりますが、そういうわけにはいかない、早く解決したいと、このように考えます。先ほど申し上げましたように、あの場所に設定いたしました限り、やはりあの場所で、（仮称）総合福祉会館を建設したいと考えておりますので、いろいろまた議員の皆さんにもご相談していかねばならない点がございます。その中では、ご協力を願いながら、進めてまいりたいと思っておりますので、今、森河議長のおっしゃることは良く理解はできるんですが、もう暫く、我々にその機会を与えて欲しい、このように思います。

中西委員 今、交渉されているのはどのくらいの単価で交渉されているんですか。

助 役 今、交渉の単価は、坪12万5千円をお願いしたい、このようにお願いしているところでございます。

中西委員 12万5千円、坪当たり、これで交渉していただいている訳ですけども、これで了解の得られないかた。これは幾らか希望する額は出しておられますか。

助 役 今は町としては最高12万5千円をお願いしたいということでございます。単価的にはこれ以上という要望されているかたおられるんですが、そういうかたにも12万5千円より出せないと、やはり鑑定価格でございますし、近傍における売買価格もでございますので、それ以上とおっしゃいますがということで、ご理解を願っております。

ただ難しい点は、いわゆる代替地の斡旋というのは非常に難しいわけでございます。代替地の斡旋も、どこでもいいというわけにはいかない。代替地を求めておられるかたは、ここを欲しい、あそこを欲しいということで指定されますから、そこは町として、お願いに行っても、個人にお願いに行ってもだめだということになりますので、非常

に難しい状況にあるということでございます。

中西委員 私も森河委員が言われたような考えなんですが、いつまでもこの状態で話に行って、逆に単価がつり上がってくるとかということになってきたら、この財政状況の中で、非常に金額を上げていくことが無駄だと思うんですよ。その中で、この前もちょっと聞きましたが、中宮寺池の関係、史跡公園のあるところ、これが平米当たり2万5千円で話がついたということですが、もしそういう形で、その近傍であれば2万5千円ぐらいの単価でも話できるのではないかと思うんですね。いつまでもこういう形を引きずって行くのではなく、もう一定のところで見切りを付けて、場所を変えますというような形でも、話が出来ないのかな。

町長 今、中西委員のご指摘のように、値段のつり上げということは、私どもは当初12万円、最終的に12万5千円、これ以上には絶対ならないということ。と言いますのも、近傍、稲葉車瀬で公民館用地が坪13万円ということですから、12万5千円、もうこれ以上は無理ということで申し上げております。ただ、助役さんも申されましたように、代替地ということは、大体から、この用地取得については、代替というのは難しいわけです。自分の地価よりも、自分の土地よりも相手方が安く買うということは、これは基本なんです。相手方は町に協力するんだったらいいけども、なんであの人のために代替地せんあかんのということになってまいりますから、基本的に代替地というのは反対であろうと、私は思っております。今、助役さん申されたように、もうこれ以上長引かすということも、考えて行かざるを得ないということですが、代替地の交渉を今しておりますので、あと1、2ヶ月状況を見て、年明け或いは1月頃について、それで、なかなか難しいとすれば、もうこの場所を撤退をせざるを得ないと。いつまでも、そういう交渉をしてですね、以前も里川議員から質問があつてですよ、町長は16年、17年、考えている。しかし、相手方あること

ですから、最初の時につまずいたんですから、最初借地でいくということが、議員の中から、こんなことは無理だと、そして、あの場所を選ぼうということで、検討委員会に再度、検討委員会開かせていただいて、中にはあの場所でいいやないかという人もありますけども、しかし、第1場所を、そういうことで外れてきたということは、私は公共事業というのは、最初のそれがうまくいかなかったら、それを替えますとって、なんぼでも替えていったからとって、なかなか難しいと思います。森河議員も、中西議員も心配いただくように、私はこれを元に戻してですね、また次の場所ということになっていくことも、考えられないことはないですけども、しかしこの場所を選んだ以上は、出来るだけここで努力をして、なるように努力をしたいという気持ちはございますけども、時間がございますから、いつまでもいいわということにはならないと思いますので、そこらの見切りをいつ頃にするのか、現状を考えて、他に無条件で協力するという、8,000㎡ぐらいのところですね、あれば、そういうことも考えて行かざるを得ない。やはり皆様方には、用地を15年に取得して、16年、17年の設計、建築ということで、17年には概ね完成すると。それでも1年遅れてですが、これがうまくいかなかったら、2年ぐらい遅れてくると思います。そういう中で今、合併の議論もある訳ですから、合併を睨んでどうするのとか、或いはそういうことも踏まえた中で、財政計画というのはかなり、そういう点ではシュミレーションも遅れてきますから、そこらのことも十二分に視野に入れて、真剣に、助役さんも、もうこれ以上代替地がうまくいかなければ、決断しなくてはいけないと。これもいろいろ議論があった訳です。前回の委員さんの中で、あんな所やったら、5,6万で買えるという簡単な気持ちを持たれたということは、私は大きな問題だと。相手に与える印象もある。ただ、やっぱりパークウェイの関係もあって、国土交通省が3,4年前に16万円を買っておられるわけですから、その辺も踏まえますと、それから地価は下がってますが、地主のかたがたは、近傍に近い、なんぼいいましても、バブルの当時のことを思っておられますから、なん

ぼはじけた、地価が下がったといっても、当時のことを思っておられるということは、少しでも高く買ってほしいという地主のかたの気持ちだと思いますけども、町としても鑑定に基づいた価格で買うことが一番ベターです。森河議員も、中西議員もおっしゃっていただくように、いつか決断する時期が、もう12月ですから、年明けて、3月までということになったら、どうかということもございますので、そこらの段階で、また委員会にお願いをしたいと思っております。

森河委員 行政側の優しさやな。ということは、これでさしていただいています、探しますというものじゃないわけよ。行政の厳しさというものを持ってほしいと思うね。意見言うと優しい答弁いただくのと一緒に、人情ある故に買収に入られたかて、これで分けていただけませんかという訳や。協力するのか、しないのか。イエスか、ノーしかないわけよ、物事やるのには。そのぐらいの厳しさというのを我々持つておる訳やから。先程おっしゃったように、12万5千円、これ以上絶対、限度額やというような考え持つておられて、交渉されておるけども、先程私言ったように、ここまで来いというんじゃないしに、協力してくださいよと気持ちを相手も受けてもうたらないかんわな。ところがそこで問題、いつも言うように、先程中西議員のほうからも、あるところで、単価別としたかて、あるところで5,000平米ということであればね、それもひとつの駆け引きの材料として、どこということ出さなかって、副案を持つておられて、これで交渉に当たっていくんだという、そういう方面を採れないのかなと思うねけど、担当課の野崎課長、中井部長のほうでも苦労されておると思うけども、苦労話ここで一回したらどうかな。ここまできたら、言うてもういいの違うか。

助 役 交渉の経緯の報告はこの場ではどうかと思いますけども、町としてはこれからも地権者の理解を得るべく交渉を続けていきたい。決断をするときには、やはりきちっとした決断をしながら、委員会にも報告するということがご了承願いたいと思います。

森河委員　くどいようやけど、私も一回くどうやってみるわ。くどいようやけど、何筆あるの、現時点で。

助　　役　　地権者は6名です。筆数は、畦畔と接続している所もありますので、分筆数17筆です。そういうことで、この前に、奥と道路面との単価の差も出ておりましたが、そういうことではなしに、一律で鑑定とっている事で、坪12万5千円をお願いしたいと、地権者をお願いしております。17筆と6人の所有者。あくまでも6人の地権者にご了承を得ることが一番大事でございますので、我々としては土下座をしながらでも、お願いしていくということでございます。これまで数字的な不備もございました。そういうふうな面については、私も頭を下げて謝ったという経緯もございます。そういうことも含めてやはり我々としては、あの場所で（仮称）総合福社会館を建設したいということで努力しておりますので、先程申しましたように、もう暫く状況をみていただきたいと思います。最終的には、町長もおっしゃいましたように、委員会に交渉の経緯も含めた結論も出し、委員会の理解を得たいと思っております。

森河委員　よく分かってますねや。言われることはそのとおりや。ところが、ただ、周辺を買収するということはよく分かっておるけども、建設委員会でこの前申し上げたように、道路に対するとこに、隣接しておるのかという問題。奥がなんぼで、平均がそれであんのか、そういう買収の仕方を行政がされるのか、知らないんですけど、道があるのと無いのと、違うわけや。助役さん、きついこと言うておくけども、これ、出来たら何月まであかんかった場合には、変更するというようなこと、きついこと言うけども、言えないの、この点どうなの。

助　　役　　先程も町長がおっしゃいましたように、本年中にもう一度、私も行かせていただくと、交渉に行かせていただこうと、このように思っ

います。そして来年も早々にお願いをしに参りたいと、このようにも予定をしております。そういう状況でございますので、いつ町が決断を下ろすということではなく、やはり最大の努力をして、どうしてもこれは話がまとまらないということになれば、これは委員会にも報告しながら、対応してまいりたい、このように思いますので、そのへん十分ご理解願いたいと思います。

森河委員　いつも町長が我々に聞くように、議会と理事者との両輪だということと言っているわけだな。これで行くというような、単価出して、地価だせば、これで協力したれよと、こうしてやって欲しいやと、我々言うのも仕事のうちやわな。私、いつも頭に置いておるわけや。いつも行政側のやっている中で、両輪やという訳であるから、ひとつ物事さえ固まれば、議会のかたも固まれば、こうこうやないかと、町が一生懸命やっとなのに、これに協力してやってくれよと、言うのも、ひとつの、議会の中あると思う。だから私は先程何回も言うように、きついこと言うかしらんけども、何月に打ち切るという決断をしてくれと、同じこと、入ってくるのがかなんから、私が言うておるということだけはご理解だけいただいております、今後大いに努力されることを望んでおきたいと思います。

委員長　他にございませんか。
ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
ここで、お諮りいたします。本件については当委員会として、閉会中も引き続き審査を要することとして、継続審査案件の取り扱いをさせていただきます。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長　異議なしとみとめます。
(仮称)総合福祉会館整備計画については、当委員会として閉会中も

引き続き審査をおこなうことといたします。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお願いいたします。本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

委員長 次に、各課報告事項について、（１）議案第５０号、平成１５年度斑鳩町一般会計補正予算（第７号）についての内、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。

福祉課長 それでは議案第５０号、平成１５年度斑鳩町一般会計補正予算（第７号）につきまして福祉課所管に係ります補正予算につきましてのご説明を申し上げたいと思います。補正予算書の９ページをお開き願いたいと思います。歳入でございます。第１２款国庫支出金、第１項国庫負担金、第１目民生費国庫負担金で児童手当の支給対象児童の増によります増額補正で、第２節被用者児童手当負担金で１４４万円の増、第３節児童手当特例給付負担金で４９万円の増、非被用者児童手当負担金で２５万７千円の増額補正をお願いするものでございます。次に１０ページの方をお開き願いたいと思います。第１３款県支出金、第１項県負担金、第２目民生費県負担金で、国庫負担金と同様の理由によりまして、第３節被扶養者児童手当負担金で２８万７千円、第４節非被用者児童手当負担金で６万５千円の増額補正をお願いするものでございます。次に１１ページをお願いしたいと思います。第２項県補助金、第２目民生費県補助金で産休等代替職員設置事業補助金の受け入れによります、第２節児童福祉費補助金４２万円の増額補正をするものでございます。次に１９ページをお開き願いたいと思います。歳出の第３款民生費、第１項社会福祉費、第１目社会福祉費総務費で、これにつきましては人事院勧告に伴います給与条例改正及び人事異動に伴います人件費の補正の分を上げさせていただいております。次に２１ページでございます。同じく１３目の介護保険事業繰出費でございます。人事院勧告に伴います給与改正の人件費の分、１万６千円の

増額補正をお願いしているものでございます。次に22ページでございます。第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童手当費で児童手当の支給対象児童が当初より増加したことにより、第20節扶助費で288万5千円の増額補正をお願いするものでございます。第3目の保育園費につきましても、人件費の分で434万3千円の減額補正をお願いするものでございます。以上で福祉課所管に係ります議案第50号、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）につきましてのご説明とさせていただきます。

健康推進
課長

健康推進課が所管いたしますものにつきましてご説明いたします。9ページ歳入のほうからご覧いただきたいと思います。第12款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、第7節の保険基盤安定負担金100万1千円の増額でございます。国民健康保険基盤安定負担金の交付額の確定に伴います増額補正でございます。続きまして10ページでございます。第13款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金、第7節保険基盤安定負担金、50万円の増でございます。同じく、国民健康保険基盤安定負担金の交付額の確定に伴います増額補正でございます。11ページの第13款県支出金、第2項県補助金、第2目民生費県補助金でございます。第2節児童福祉費補助金のうち、母子医療費補助金で127万5千円、第3節の障害福祉費補助金で60万円、第4節で老人福祉費補助金で157万5千円の増額でございます。母子、心身障害者、重度心身、老人、心身障害老人等、医療費の支出の増加に伴います増額補正でございます。次に20ページでございます。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉費総務費、28節の繰出金でございます。835万6千円の減額で、国保担当者の人件費、事務費、事務経費の増額に伴う増額補正と、国保財政安定化支援事業に係ります交付税の確定に伴います減額で、差し引き835万6千円の減額補正をお願いするものでございます。第2目の国民年金取扱費につきましては人事院勧告また人事異動に伴います補正でございます。第6目の医療対策費、第20節の

扶助費 855万5千円の増額補正でございます。心身障害者、母子、重度、心身障害老人等の医療費の増加に伴う増額補正でございます。21ページの第8目国民健康保険医療助成費で、28節の繰出金で200万5千円の増額でございます。国民健康保険基盤安定負担金の確定に伴います増額補正でございます。23ページの衛生費、保険衛生費、第1目の保険衛生費につきましては保健センターの人件費ということで計上させていただいております。以上が健康推進課に係ります一般会計補正予算（第7号）の内容でございます。

環境対策課長 環境対策課関係でございます。25ページの4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、人件費関係につきましては賃金、共済費で6万4千円の増額補正をお願いするものでございます。人件費を除く補正でございますが、15節の工事請負費、ごみステーション整備につきましては可燃ごみ集積所における猫やカラスの被害対策といたしまして、ごみ収納ボックス等の設置を町で行っているところがございますが、今般自治会からの設置要望の件数が、当初見込みを大幅に上回るのところから、400万円の増額補正をお願いするものでございます。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

議案第50号、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてのうち、当委員会に属するものについて、当委員会として了承するということよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。本件については当委員会としてこれを了承す

ることと致します。

委員長 他に理事者の方から報告はございませんか。

(報告事項なし)

委員長 以上これら各課報告事項については、説明報告を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、その他について各委員からご質疑があればお受けいたします。

西谷委員 ちょっとお尋ねしておきたいんですが、我々選挙も済んでもう半年余りになるんですけど、よく町内を歩いててその時に民生委員さんが選挙活動をしてるのは、あんなんあかんのと違うかな、という事を住民からよく聞かれます。私も実際その辺の所は、基本的な生活保護とかそういう所帯を民生委員さんが逆に言ったら窓口通じてする中では、民生委員さんが選挙運動するというのは、非常にやっぱり私はその本人に圧力がかかるという事の中では、そういうのはいかんと思うんですけど、町の見解だけ聞いておきたいと思います。

総務部長 地位を利用しての選挙運動というものは、当然ただけない。それらについては当然してはならないという事です。そういう混同されないような、民生委員自身としての活動をしていただかなければならんという事でございます。

西谷委員 私も地位利用というのは当然いかんと思うんです。実際に地位利用であるか、ないかというのを調べるとしたら、それはその本人さんではなくて、逆にそれを頼まれた人が個人で頼みに来はったのか、肩書きのある人の名前で来たのか区別できないわけでしょ。原則として逆に言ったら民生委員という立場の人だったらそういう住民の弱者の声

を聞いて行政に反映させる立場の人がそういう事したらあかんのちゃうかなとは素朴に思いますねんけど。

総務部長 選挙期間であろうと、民生委員さんとしての活動はしていただかなければならない、という事は当然でありますけれども、そうした中で混同されるような紛らわしいという事については、おっしゃっておる中でどこまでがそうであるかという事は当然本人の自覚の問題でございますので、そうした中でやはり本人は厚生大臣から受けた中での仕事をされているという事を自覚してやっていただかなければならないという事でございます。

西谷委員 総務部長、言わはる事は分かるけど、実際違反してるのかしてないのか、してなかったら、それは好ましいのか好ましくないのか、という程度まではっきりと答弁していただけますか。

総務部長 そういった中で、回られる中で選挙活動されているという事については当然これは困る事でございますので、そうであるという事になれば然るべきやはり注意、といえますか、まずそういった事をしなければならぬという事であります。

里川委員 何点かお聞きしたいんですが、障害者の問題として一つは、これまで障害者の方、車で高速を利用する時に、役場の方から高速券というのを発行していただけてますね、高速の割引券。以前に私もこの委員会で質問もさせていただいてあります。何枚がどうや、という質問をした経過もあるんですけどね。この高速の割引の方法が、この12月から変わっているという事を障害者の方からちょっとお聞きしたんですけども、そして県下の他の町でもう既にその割引券から障害者手帳への記入という形で、制度の方、既に始まっているという事をお聞きしてるんですけどね。ただ斑鳩町の障害者の方が斑鳩町からは何も聞いてないんやけれども、どうなってるんやろ、という事で土曜日に問

い合わせがありましたのでお尋ねをしておきたいと思います。まずそれを。

福祉課長 今里川議員からの有料道路の高速券、割引の券でございます。県の方から通達が参りましたのが11月末でございまして、町といたしましても対応といたしまして広報のお知らせ版12月号でお知らせをさせていただきます予定になっております。その都度、障害者の方が窓口等にお越しになられる際につきましては、12月1日以降につきましては町の方でも割引の手帳の割引証の交付といたしますか、手帳にそういう車輛ナンバーと車種、いろいろと記入させていただく欄があるんですけれども、そういう手続き等も来られた際には手続きをさせていただいているという状況でございます。それと近隣におきましても町の状況ですが、1月号広報に載せるとかというような町村も聞いております。当然町といたしましても、身体障害者福祉協会等にもご連絡をさせていただく中で、手続き等はさせていただいている状況でございます。この割引制度の改正につきましては有料道路におけます障害者割引証の交付が廃止されまして、身体障害者手帳及び療育手帳への事項の事前の登録が必要となってくるという事でございます。料金所での手帳の提示を確認を受けるだけで割引が受けられるようになる制度でございます。

里川委員 そしたら、今現在高速券をお渡ししてはるご本人には、特別個人的に通知はしないという事ですね。

福祉課長 第2種の手帳をお持ちの方につきましては郵送で手続きの申請という事で、郵送で通知をさせていただいております。

里川委員 通知というのはもうしていただいた。これから。

福祉課長 させていただいております。第2種の手帳をお持ちの方だけにつき

ましては郵送で通知をさせていただいております。

委員長 日とか分かりますか？

福祉課長 12月1日付けという事で。

里川委員 分かりました。今現在高速券を使っておられる方が高速割引券を町の方からいただいておられる方が、この事については自分は知らなくて同じ他の町の障害者の方から指摘をされて見せていただいて、自分は何も知らなかった、という事での問い合わせをいただいている状況があるという事は担当の方に申し上げておきたいと思います。それと、その障害者の方に関する事なんですけど、支援費制度が15年度からスタートしてるわけなんですけど、この支援費制度、そもそもですね、国の方の予算を取る中では前年度実績を基準として、というようなおかしな表現が使われておまして、前年度実績で予算を立てていくんだという事の中では、非常に全国的に見ますと、新規利用者の申請について困難な状況があるとか、今までから利用してはった人は割りとスムーズに申請ができてるんですが、新規利用者にとっては非常に厳しい、申請がなかなか難しいというような声があるという事を言われているんですけども、斑鳩町の支援費の現状については、そのこのところはどういう風にお考えになって、現状どうされているのか。それと通所サービスと居宅サービスと、またこれ介護保険とはサービスのシステムがちょっと違うようなんですけれども、支援費の方ではサービスの併用禁止というような事が言われているという状況の中で、現実問題、矛盾が起こっているのではないかなという事を感じておるんですけども、この併用禁止についてのサービスの状況ですね、町の方、どんなふうにも、市町村によって多少違いがあるようなんです、これの受取についてはね。ですからこそ余計に町の方の対応についてどのように把握しておられるかちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

福祉課長

まず前段の新規利用者の方が申請される場合に困難性があると、難しいという点があると、町としてどう考えているかという事でございます。町の今の現状といたしますか、サービスの現状でございますが、まず受給者証の交付の数でございますが、106名の方が交付をさせていただいております。そのうち身体につきましては、ホームヘルプサービスで58件の利用、知的では24、児童では8、合計90という事でございます。実際使われておりますのにつきましては、居宅生活支援につきましては、64人、施設入所では42名という事でございます。それでまず今の状況からいたしまして、特に居宅介護なんですけれども、身体介護につきましては全体的に見ますと、延べ42名のご利用という事で、下肢介助につきましても12名の利用、移動支援につきましては36名の利用という事になっておりますが、この中で児童のサービスにつきまして若干少ないという形になっておりますのは、18歳未満の障害児の児童は40名おられるわけでございます。そのうち11月末現在で6名の児童に対しまして支給決定を行っております。支給決定したサービスの内訳につきましてはホームヘルプサービスが6名、短期入所が5名、そのうち支給決定した児童のうち、実際にサービスを利用されている児童につきましては、ホームヘルプサービスが3名、短期入所が5名、デイサービスにつきましては現在のところ利用されていない、利用の状況はそういう事です。それと通所サービス等につきましては併用の禁止でございます。町といたしましても各種デイサービス等の利用を希望されてるという方がいろいろおられる中、事業所が安定したデイサービスの運営を行うことが出来るだけ、基準単価、積みなおし等も含めた整備、基盤整備について県等にも要望して近隣市町村との連携を図りながら、県からも介護保険の事業者等につきましての環境も考えていただき、障害者サービスへの参入を働きかけていただくよう、支援費制度によります障害者の方の希望や苦情には十分注意を払いながら安心してサービスを受けていただけるような、サービス基盤の整備につきましても、県等に要望していきたいな、と考えている所でございます。

里川委員 色々と説明をしていただいて、非常に利用の状況も分かりましたし、対応に対する意気込み、担当課としての意気込みも感じられたんですけども、ただ、一番最初に申しあげました新しい申請者に対して非常に厳しい現状が全国的にも見られるといった事の中でですね、私の知りたかったのは、例えば14年度までサービスを受けておられた方については当初もおっしゃってたと思うんです、そのまま15年度に移行してもそのままサービスが利用していただけるようにします、という事については担当の方から私は何度も質問する中でそういうご答弁いただいてきましたけれども、ただ、15年度になって新たに申請をされた方、申請を希望された方について町はどのような対応をされてきたのか、新しい申請者に対してサービスを提供できる体制となってきたのか、していただいているのか、というところが気になったので聞かせていただいているわけなんですけど、そのところはどうかでしょうか。

福祉課長 今議員からもご質問の通り、新規の申請者の方につきましても担当の窓口の方で十分障害者のサービスについてのご利用もある中で、その方のいろいろな、そのサービスに対する提供の度合いとか、家族の状況等、勘案事項等踏まえながら町の職員もケアマネの研修も受ける中で、そういう体制を整えているという状況でございますので、サービスの後退のないように、十分安心してサービスを受けていただけるようなサービスの提供という事でさせていただきます。よろしくお願いいたします。

里川委員 課長の方からいろいろご答弁いただいているんですけど、とにかくこの支援費の予算をとるのに、国の方が前年度実績を基準としてという事を前に付けてるわけなんですけど、ですから、これまで利用してきた方の分は保障できるんですけど、新規利用者については新たに予算の枠が増えるという事の中では厳しいと、非常に厳しい状況があるというような現状であるという事、それをやっぱりこの制度自体の根本的

なあり方に問題があるのではないかというところを私は言いたかったわけなんですね。実は担当者、支援費を担当している職員さんですね、ほんまにこの支援費支給してるんだけど、このお金が国から下りてくるんだろうか、と心配されてるような担当者の方が多いです。それはまさしくそうだと思いますが、国では50億円くらい予算が足りなかったんですね。この12日に支援費の検討委員会の方でこの50億円は厚生労働省の中でね、他の局からも何とかすり合わせ、調整をしてこの50億円は、支援費にかかる50億円は何とか目途がついたという事を検討委員会の中で発表されたという新聞報道を、私14日に見させていただいてね、担当の方が心配しておられたのはちょっと安心したわけなんですけれどもね。でも来年度についての予算も非常に低い水準で設定されてるという事がその記事にも書かれておりましたのでね、これからも担当の方では非常に頭が痛い事だとは思いますが、今課長が答弁していただいたように、この問題については、県や国へ要望をあげる中で、何とか障害をお持ちの方たちが当たり前の生活ができるように、いろんなサービスを提供していただけるように、先ほどの意気込み、姿勢で取り組んでいただけるように、お願いをしたいと思います。その中でもう一点だけちょっと心配な事があるんですが、児童のデイサービスを提供できていない市町村が全国的に見て非常に多い、というふうに統計が出てるんですけども、この児童のデイサービスについては、当町ではサービスの提供というのは、今さっきの説明ではデイサービスには触れられてなくて、件数おっしゃってなかったと思うんですが、サービス自体を提供できないという風な状況になってるのかどうかだけちょっと確認をさせていただきます。

福祉課長

ホームヘルプサービス、短期入所等につきましては、利用者にごういった資料で決定をさせていただいておりますけれども、デイサービスにつきましては、4月の制度開始から県の指定を受けておられますサービス事業所等が少なく、県より指定された事業所に業者が集中して、というような事もありましてサービス提供先の確保等困難であり

まして、利用ができにくい状況に、という事となっているところがございます。

里川委員 よく分かりました。制度はできたけれども、やはり基盤整備の方が十分でないと。制度が先行してしまって、介護保険の時もそうだったんですが、やっぱり支援費についてもそういう状況であるという事です。これは市町村の担当の方に責任があるわけではないんですけども、こういう問題意識を持ってやっぱりこの制度についての事務に当たっていただきたいという事をお願いをしておきたいと思います。

それともう一点、すいません。一般質問でもP Cリサイクル法が出てたと思うんですけども、この特定家電4品目に係る家電リサイクル法とP Cリサイクル法では、リサイクル料の徴収について決定的な違いがあると思うんですね。その他の家電についても大きく違ってると思うんですね。この辺に非常に私もずっと矛盾を感じてきてるんです。特定4品目とその他家電と、それとまたP C出ましたけれどもね。この辺につきまして非常に担当の方でももちろん整理をしていただいているとは思いますが、住民がこの内容について理解をするという事についてはね、非常に複雑でややこしい問題だと思うんですけども、こここのところについては、広報などもしていただけるという事でしたけれども、町としてこのリサイクル料の後払い制と前払い制の違いで非常に困っておられる事、そういう事っていうのはないのでしょうか。それとこのP Cリサイクル法ができたのはW i n d o w s 9 5 から年数が経ってきて、今後予想される事態に向けて作られてきたと思うんですけども、この事についても今後町はどのようにお考えになっているのか、きちっと委員会の中でもお聞きしておきたいなと思います。

環境対策課長 パソコンのリサイクル関係につきましては、広報いかるがで10月号に載せさせていただいておるところでございます。ただ今言われております後払い、前払いの関係でございますが、やはり住民の気持ち

として後払いというような事になれば、当然不法投棄という事が頭に浮かんでこようという中で、家電4品目につきましては、かなりの量が出てきておるところでございました。現実的、近々ではそういった家電4品目の不法投棄というのはかなり減少しておるところでございます。今後のパソコン関係につきましてはの考え方という事でございますが、あくまでも資源の有効な利用の促進に関する法律に基づきまして家庭系パソコンのリサイクルのため、回収が15年の10月1日から開始されたという事でございますが、当町の取扱いといたしましては、当分の間、住民に対しましては協力を呼びかけるものの、廃棄物として排出された場合は従来どおり処理させていただきたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

里川委員　　その他家電の方も私は申し上げたつもりだったんですが、とにかく制度がいろいろ違うという形の中での矛盾ですね、こういった矛盾について住民の方にご理解いただけるような取り組みをしていただけたらと思います。家電4品目ですね、特定家電のリサイクル法の時には市町村がこの回収の責務が残されたわけなんです、この家電の時はね。でもPCの方は市町村は責務は課せられてないわけなんですよね。料金の方が別体系になっているという事もあるんですけども、PCにつきましては、非常に私が見てて、前払いというのはいいかも分からないんですが、協会に入っていないメーカーの処理というのは、非常に協会の方が責任を持ってないという問題であるとか、いろいろ問題があるんですよね。ですから、私も一生懸命勉強したんですけども、私たち勉強してもなかなか分かりにくいんですが、一般の町民の方には理解しにくい点もいろいろあると思うんです。PCの方も町の方の責務はないんですけども、けれども、やはりPCリサイクル法の趣旨など、それと方法など、今後も担当の方では研究していただきまして、町民の方に啓発をしていただくという事をやっていっていただけるようお願いをしておきたいと思うんです。それについてさっと、申し訳ないですが。

環境対策課長 今言われております、家電4品目、それと家庭系のパソコン関係につきまして今後とも住民が分かりうるような広報啓発、また地元勉強会等におきましても、ご説明、報告等してまいりたいと思っております。

委員長 無いようでしたら、私からひとつだけお聞きしたいと思います。今マスコミでインフルエンザワクチンが去年の倍ぐらい生産して、1,800万本ですか、なのにワクチンが不足しているというようなことが報道されておりますが、それと費用です。これが0円のところから最高9,000円ということが報道されておりますが、当町での各医院とか、そのへんの状況とか、それと西和7町は、朝日新聞に出ていたのでは0円とか、全て統一されていたように思うんですが、あとは市とかで1,000円とか報道されておりましたが、それらについてお聞かせ願いたいと思います。

健康推進課長 インフルエンザワクチンの件でございます。報道でいろいろ取材していただいているようでございます。これにつきましては一部の大きな病院が多く購入されているというようなことが、ひとつの原因ではないかなということが、報道の中でおっしゃっておられました。そういった中で、原因のひとつとして、余った場合に返品が出来るというようなことも可能だということで、去年もそういうことで返品が相当出たというような経過も報道で言われておまして、そういったことで、36府県のほうで不足しているというような状況になっているようでございます。斑鳩町の医療機関に問い合わせさせていただいております中では、予約いただいている分については摂取できるけれども、一見さんでおいでになるかたについてはワクチンが不足している医療機関もあるようでございますが、まだ余っているところもあるということで、50から60人分ぐらいは余裕があるように聞いております。料金の件でございますが、西和7町の広域医療関係で調べさせていた

だいております費用については、65歳以上につきましては固定20円という単価でございます。それは町が医療機関にお支払いさせていただく費用で、個人負担分については西和7町は無料だということで、展開させていただいております。値段のことにつきましても、一応広域の市町村と広域圏の医師会との協議の中で、こういった価格を決定されたということで、県の算出資料もいただく中で、医療機関と広域の町村で協議させていただいた中で値段を設定させていただいたという経緯でございます。

委員長 それと、今まだインフルエンザは流行してないですね。これからその時期に入っていきますやろ。そうしたら、50～60人ぐらいの余裕しかないということになったら、それ摂取されたら、それに対してどういうふうな対応されるのか、そういう心配がある。

健康推進課長 今年のインフルエンザ摂取の件数が増えているというのは、サーズの関係で、インフルエンザと症状が当初見分けにくいということで、インフルエンザの予防接種されておったら、熱が出たらサーズの疑いがある、早く発見できるということから、報道、PRもあって、接種率が増えていると。斑鳩町の接種率は今大体、高齢者で50%と聞かされております。前年は30数%だったと思うんですが、そういうことから、あと、医療機関でのストックが50～60人程度あるということで、11月から接種始まっています。大半が受けていただいているんじゃないかなと希望される方はというふうに、推測しているところでございます。

委員長 他にございませんか。

ないようですので、その他についてもこれをもって終わります。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって閉会いたします。

(午前10時30分 閉会)